

7 文科総第 1399 号
令和 7 年 11 月 28 日

東京青山ロータリークラブ
会長 白井典子 殿
公益社団法人日本動物病院協会
会長 宗像俊太郎 殿

文部科学省大臣官房長
茂里 毅

文部科学省名義の使用許可について（回答）

令和 7 年 10 月 31 日付けで申請のあった標記については、下記によって実施して差し支えありません。

記

- 1 文部科学省名義の使用を許可する行事等の名称及び期間
東京青山ロータリークラブ、公益社団法人日本動物病院協会 主催
「動物介在教育奉仕活動」
令和 7 年 12 月 2 日 ～ 令和 8 年 5 月
- 2 使用を許可する文部科学省名義
後援
- 3 文部科学省名義の使用を許可する期間
令和 7 年 11 月 28 日 ～ 令和 8 年 5 月 31 日
※又は、行事終了の日までとする。
- 4 守るべき事項等
 - (1) 行事等の事業計画を変更しようとするときは、直ちに届け出ること。
 - (2) 行事等が終了したときは、速やかにその事業報告書及び収支決算書を提出すること。
 - (3) 行事等の経費は、全て主催者が負担すること。
 - (4) 行事等の実施に当たり、文部科学省名義の使用を許可した趣旨に反すると認められる場合には、文部科学省は、その是正を勧告することができる。
 - (5) 行事等の内容又は主催者等が文部科学省名義の使用の許可を受けた後に著しく変更されたとき、文部科学省の信用を傷つける行為を行ったとき及び(4)の勧告に従わなかったときは、許可を取り消すものとする。